

被害にあわないための5か条

- ① いらぬものは「いりません!」ときっぱり断りましょう
- ② その場ですぐ契約しないで、よく確かめて、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう
- ③ 個人情報(住所・氏名・電話番号・メールアドレス・口座等)を安易に提供しないようにしましょう
- ④ 納得できない請求には慎重に対応しましょう
- ⑤ おかしいと思ったら、すぐにお住まいの市町の消費生活相談窓口へ

●府内の消費生活相談窓口(受付時間は各窓口にお問い合わせ下さい。)

市町村名	名称	電話番号	開設日
大阪市	大阪市消費生活センター	06(6614)0999	月~土
堺市	堺市立消費生活センター	072(221)7146	月~金
岸和田市	岸和田市立消費生活センター	072(439)5281	
豊中市	豊中市立生活情報センターくらしかん	06(6858)5070	
池田市	池田市立消費生活センター	072(753)5555	
吹田市	吹田市消費生活センター	06(6319)1000	
泉大津市	泉大津市消費生活センター	0725(33)1131	
高槻市	高槻市立消費生活センター	072(682)0999	
貝塚市	貝塚市消費生活センター	072(433)7190	
守口市	守口市消費生活センター	06(6998)3600	
枚方市	枚方市立消費生活センター	072(844)2431	
茨木市	茨木市消費生活センター	072(624)1999	月~金、第2・第4土
八尾市	八尾市消費生活センター	072(924)8531	月~金
	八尾市立くらし学習館	072(922)6185	月~土
泉佐野市	泉佐野市消費生活センター	072(469)2240	月~金
富田林市	富田林市消費生活センター	0721(25)1000(内線186)	月~土
寝屋川市	寝屋川市立消費生活センター	072(828)0397	月~土
河内長野市	河内長野市消費生活センター	0721(56)0700	月~金
松原市	松原市消費生活センター	072(337)3080	月、火、木、金
大東市	大東市消費生活センター	072(870)0492	
和泉市	和泉市消費生活センター	0725(47)1331	月~金
箕面市	箕面市消費生活センター	072(722)0999	月、火、水、金、土
柏原市	柏原市消費生活センター	072(972)1554	月、火、木、金
羽曳野市	羽曳野市消費生活センター	072(947)3715	月~金
門真市	門真市消費生活センター	06(6902)7249	月~金
摂津市	摂津市消費生活相談ルーム	06(6383)2666	
高石市	高石市消費生活センター	072(267)5501	
藤井寺市	藤井寺市消費生活センター	072(939)1320	
東大阪市	東大阪市立消費生活センター	072(965)0102	
泉南市	泉南市消費生活センター	072(447)8099	
四條畷市	四條畷市消費生活センター	072(877)2121	
交野市	交野市消費生活センター	072(891)5003	
大阪狭山市	大阪狭山市消費生活センター	072(366)2400	
阪南市	阪南市消費生活センター	072(471)5678(内線2457)	
島本町	島本町消費者相談室	075(963)2180	月、水、金
豊能町	豊能町住民人権課消費生活コーナー	072(739)0001	月、火、木、金
能勢町	能勢町環境創造部地域振興課産業振興係	072(734)3976	月~金
忠岡町	忠岡町産業まちづくり部産業振興課	0725(22)1122	火、金
熊取町	熊取町消費生活センター	072(452)6085	月~金
田尻町	田尻町事業部産業振興課	072(466)5018	月・木
岬町	岬町都市整備部産業観光促進課	072(492)2749	第2金
太子町	太子町	左記の町村は、 富田林市消費生活センター 0721(25)1000(内線186)へ	月~金
河南町	河南町		
千早赤阪村	千早赤阪村		

大阪府消費生活センター

消費生活相談 06-6616-0888
 相談時間 9時から17時(土日・祝休日・年末年始は休み)
 所在地 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 アジア太平洋トレードセンターITM棟3F
 消費生活辞典 <http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/>
 メール相談 <http://kanshokyo.jp/mail/>



消費者教育推進大使
大阪府広報担当副知事
もずやん

シミュレーションで ネットトラブルを 学ぼう!

~若者向け体験型web教材~
インターネットは
いろいろなトラブルとも
つながっている

URL(PC)
<http://www.nethigai.jp/>



スマホ
対応

大阪府 消費生活センター 公式ツイッター

https://twitter.com/osaka_shouhi



あま~い誘いに ご用心!

2022年4月1日から18歳で成年になります
親の同意なしに様々な契約が一人のできるようになる一方で『責任』も生じます

お試し購入

~「お試し」のつもりが定期購入に!~



ポイント
定期購入が条件になっていないかなど、
契約の内容や解約条件を確認しましょう!

- ホームページやSNS上の広告で「お試し(価格)」「初回〇円」「送料のみ」などと表示されていても、複数月の継続購入などといった定期購入が条件となっている場合があります。
- 商品を注文する前に、申込み最終確認画面で、「定期購入期間」や「支払総額」なども確認しましょう。
- 解約できても解約料を求められたり、期限内しか解約できなかったり、電話で解約しようとしてもつながりにくい場合もあります。また契約内容等を確認できるよう、スクリーンショットなどで記録を残しておきましょう。

インターネット通販

~代金を振り込んだけど、商品が届かない!~



ポイント
インターネット通販を利用するときは
慎重に。詐欺サイトの可能性も!

- 注文前に事業者の所在地や連絡先などの情報を確認しましょう。
 - 連絡方法がメールだけの通販サイトは危険です。
 - 支払い方法が前払いだけでなく、複数用意されているショップを選びましょう。
 - 後日サイトが見つからないことがあるので、スクリーンショットなどで記録を残しておきましょう。
- 詳しくは 消費者庁ホームページ「インターネット通販トラブル」で検索

クーリング・オフ **できない** 返品や解約などの契約条件を必ず確認しましょう!

困ったときには相談を! **消費者ホットライン**
お近くの消費生活相談窓口につながります **188番** (局番なし)

裏面の
消費生活相談窓口
もご利用ください。

ワンクリック請求

～動画を見ようとしたら突然～



ポイント

料金を支払わないで!

●動画再生画面をタップしただけで、『登録完了』と表示されても契約は成立していません。

電話をかけない!

●『退会手続』など、画面に表示されている事業者に連絡をすると、氏名や電話番号など個人情報が相手に知られてしまいます。

二次被害が増えています。

●「トラブルを解決する」「個人情報を削除する」などと書かれた広告を見て業者に対処を依頼し、高額請求されるなどの二次被害が増えています。注意しましょう。相談は消費者ホットライン「188(いやや!)番」に。お近くの公的機関の消費生活相談窓口につながります。

★芸能人情報・アニメ・占いサイトなどでも同様の被害が多発!!
★しつこく表示される請求画面を削除するには(独)情報処理推進機構(IPA)セキュリティセンターのホームページを参考にしてください。
<https://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>

情報セキュリティ

検索



マルチ商法

～SNSで友達になった人に誘われて～



ポイント

「簡単にもうかる」という甘い言葉を信じてはいけません!

- 扱う商品は健康器具、食品、サプリメント、化粧品、学習教材、情報教材などさまざまです。
- SNSを通じて知り合った人からの勧誘で、トラブルになるケースが増えています。
- 借金してまで契約すると、多重債務に陥ることがあります。安易な契約はトラブルのもとです。

契約は成立していない

クーリング・オフ できる

私たちの暮らしには契約がいっぱい

契約とは 「これください」と申込み、「はい、〇円です」と承諾され、お互いの意思が一致することで契約は成立します。一旦成立すると、一方の都合だけでは契約を解除することはできません。

でも 未成年者契約の取消し 社会経験の少ない未成年者が法定代理人(親権者等の保護者)の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができます。取消しにより未成年者は受け取った商品を現状のまま返品し、支払った代金は返金されます。
※小遣いの範囲の少額な契約、成人であると積極的にうそをついた場合などは未成年者契約の取消しができません。

成人(20歳以上)になったら気をつけて!!

悪質業者は未成年者契約の取消しができなくなって間もない人をターゲットにすることがあります。
2022年4月1日から「18歳」で成年になります。親の同意なしに様々な契約が一人のできるようになる一方で責任も生じます。本当に必要な契約なのかよく考えましょう。

覚えておこう! クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは

訪問販売など法律で決められた取引について、一定期間内であれば、消費者が無条件で契約を解除できる制度です。(下の表を参照)

クーリング・オフすると

- ◎契約は、はじめからなかったことになります。
- ◎受け取った商品は事業者負担で返品し、支払ったお金は返してもらえます。
- ◎サービスを受けていた場合でも、対価を支払う必要はありません。
- ◎損害賠償や違約金も請求されません。

クーリング・オフできない場合

- ◎3,000円未満のものを現金で買った場合
- ◎健康食品や化粧品などの消耗品の一部を使用した場合
- ◎自動車(リース含む)
- ◎通信販売(インターネット取引含む)※
※広告に明記されている返品特約(「10日以内は返品できます」「返品はできません」など)に従います。
※返品特約の表示がない場合は、商品が届いた日から8日以内であれば返品することができますが、返品送料は消費者の負担となります。

上記以外にも、クーリング・オフできない場合がありますので、詳しくは消費生活相談窓口で相談してください。

クーリング・オフするには

- ◎契約解除通知書(はがき)で通知します。(期間内にはがきを出せば、事業者には届いていなくても有効です)
- ◎はがきの両面をコピーし、特定記録郵便か簡易書留で送ります。
- ◎はがきのコピーは、郵便局発行の受領書と一緒に保管します。
- ◎クレジットを利用した場合は、クレジット会社と販売会社に同時に通知します。



はがきの記入例

<p>郵便はがき □□□□□□</p> <p>〇〇市〇〇区〇〇町 〇丁目〇番〇号</p> <p>〇〇〇〇会社</p> <p>代表者 様</p>	<p>契約解除通知書</p> <p>①契約日 〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>②商品名(またはサービス名) 〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>③契約金額 〇〇〇〇〇円</p> <p>④会社名 〇〇〇〇会社</p> <p>⑤担当者名 〇〇〇〇</p> <p>上記日付の契約を解除します。 なお既払額の〇〇〇円を返金し 商品を引き取ってください。 〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>(契約者) 住所 氏名</p>
---	--

表

特定商取引法上のクーリング・オフ期間(法定の契約書面を受領した日を含める)		
訪問販売	自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールスなど	8日間
電話勧誘販売	電話をかけるなどして勧誘し、申し込みをさせる販売形態	8日間
特定継続的役務提供	身体の美化、知識の向上などを目的として、継続的に役務を提供する取引形態(エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、一部の美容医療)※一部の美容医療とは、脱毛、にきび・しみなどの除去、歯のホワイトニングなど	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法・ネットワークビジネス)	個人を商品などの販売員として勧誘し、「さらに次の販売員を勧誘すれば収入が得られる」などと言って連鎖的に販売組織を拡大する取引形態	20日間
業務提供誘引販売取引(サイドビジネス・モニター商法など)	仕事などを提供する前提で、仕事に必要と言って商品を買わせる販売形態「副業で高収入」「資格・技術を身につけて在宅ワーク」などと勧誘し、実際は高額なパソコンや教材などを売りつける『サイドビジネス商法』や、「レポート提出するとモニター料などの収入が得られる」と言って高額な商品を販売する『モニター商法』など	20日間
訪問購入	事業者が消費者宅などを訪ねて貴金属などを買い取る取引形態	8日間

クーリング・オフ期間を過ぎてもあきらめないで、すぐにお近くの消費生活相談窓口へ

契約時の書面不備やクーリング・オフの妨害に当たる行為などがあると、期間が過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。